

令和2年4月13日

保護者 様

鳥取県立米子東高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る衛生管理及び学校行事等への対応について（連絡）

令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令され、4月10日には県内で初めての新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。

については、生徒の健康と安全を第一に考え、下記のとおり対応することとしましたので、御理解と御協力をお願いします。

記

1 衛生管理

- (1) 学校に登校前に必ず検温をしてから登校をしてください。
- (2) 発熱・咳等の風邪症状や味覚・嗅覚の異常等、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される場合、保護者が学校に連絡の上登校を控えてください。欠席扱いとはしません。登校していても、それらの症状が出たら、下校をお願いすることもあります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への予防上、保護者が生徒を出席させない場合、保護者が学校にその旨連絡をしてください。欠席扱いとはしません。
- (4) 学校への登校時は、飛沫感染の防止のためマスクを必ず着用してください。
- (5) 接触感染の防止のため手洗い、うがい、消毒を心がけてください。
- (6) 3密を防ぐために教室の換気を行っております。肌寒さに備えた服装をお願いします。
- (7) 学校では清掃時に机、手すり等の消毒を、部活動を始める前には使用する道具の消毒を行います。

2 学校行事

- (1) 遠足について
令和2年4月15日（水）に予定しておりました遠足は、鳥取県教育委員会の指示により中止とします。
- (2) その他の学校行事について（保護者の関係する行事を含む）
 - ・この状況で実施することの必要性を検討した上で、実施の可否を判断します。
 - ・PTA総会と合同保護者会の開催の可否については、PTA正副会長会で判断します。

3 不要不急の外出

- (1) 人が多く集まる場所や不要不急の外出を避けてください。特に感染者が多発している都道府県へは、ゴールデンウィーク等の私事旅行も含め、行かないようにしてください。
- (2) 3つの密（密閉・密集・密接）が重なるカラオケボックス・ゲームセンター等へは行かないようにしてください。

4 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合

- (1) 「発熱・帰国者・接触者相談センター」（米子保健所内）（0859-31-0029）に連絡し、その指示に従ってください。
- (2) 万が一、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、速やかに以下に連絡をお願いします。
平 日 米子東高等学校（0859-22-2178）
土日祝日 学校携帯（080-5239-7269）

- 5 学校からの緊急時の連絡 学校ホームページ、マチコミメールで連絡します。